白川町複合型公共施設の総称を定める規則をここに公布する。

令和８年９月１５日

白川町長　　佐　伯　正　貴

白川町規則第２１号

白川町複合型公共施設の総称を定める規則

（目的）

第１条　この規則は、町が設置する複合型公共施設の総称を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、用語の意義は次のとおりとする。

(1) 複合型公共施設　同一の建物において複数の公共施設を設置している場合における当該建物をいう。

(2) 構成施設　複合型公共施設に設置される公共施設であって、条例その他の例規により名称が定められているものをいう。

(3) 総称　町が対外的又は事務上の必要により用いる複合型公共施設の名称をいう。

（総称の使用）

第３条　町は、複合型公共施設の表示、案内、広報、文書その他必要がある場合において、当該複合型公共施設の総称を用いることができる。

（例規上の名称との関係）

第４条　この規則に定める総称の使用は、構成施設の名称その他条例等により定められた名称を変更するものではない。

（総称及び構成施設）

第５条　複合型公共施設の総称及び構成施設は、別表に掲げるとおりとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第５条関係）

総称	構成施設（条例上の名称）
白川町町民会館	(1)　中央公民館 (2)　白川町保健センター
白川北ふれあいセンター	(3)　白川町白川北出張所 (4)　白川北活性化施設
蘇原ふれあいセンター	(5)　白川町蘇原出張所 (6)　蘇原地区公民館

黒川ふれあいセンター	(7)　白川町黒川出張所 (8)　白川町農村環境改善センター
佐見ふれあいセンター	(9)　白川町佐見出張所 (10)　白川町農林漁家婦人活動促進施設

(注) 構成施設に対応する条例は次のとおりである。

(1)(6)　白川町公民館条例（昭和５７年白川町条例第３号）

(2)　白川町保健センター設置条例（昭和６２年白川町条例第３号）

(3)(5)(7)(9)　白川町出張所設置条例（平成１２年白川町条例第４４号）

(4)　白川北活性化施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年白川町条例第４号）

(8)　白川町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成２年白川町条例第１９号）

(10)　白川町農林漁家婦人活動促進施設の設置及び管理に関する条例（平成８年白川町条例第１号）